

○沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定

令和3年6月25日告示第344号

改正

令和7年7月29日告示第319号

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号。以下「条例」という。）第4条第3号、第4号、第6号、第7号、第9号及び第10号、第5条第5号、第6条第1項並びに第7条第10項の規定により、屋外広告物の禁止地域等、禁止物件及び許可地域等を次のように定める。

沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定

1 条例第4条第3号の規定により指定する地域

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地から50メートル以内の地域

2 条例第4条第4号の規定により指定する地域

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項又は第27条第1項の規定により指定された有形文化財（建造物に限る。）又は民俗資料（建造物に限る。）の敷地から50メートル以内の地域

3 条例第4条第6号の規定により指定する区間

県内の高速自動車国道、一般国道、主要地方道及び一般県道の全区間

4 条例第4条第7号の規定により指定する区域は、次に掲げる道路の区間の路端から両側300メートル以内

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道（一般国道を含む。）	沖縄自動車道、那覇空港自動車道	那覇市首里崎山町的那覇糸満線との交点から名護市字許田まで及び豊見城市字名嘉地の国道331号との交点から西原町字池田の沖縄自動車道との交点まで
一般国道	58号	国頭村字奥の国道58号の起点から名護市字仲尾次の国道505号との交点まで
一般国道	331号	糸満市字真栄里の市道福地真栄里線との交点から南城市佐敷字仲伊保と南城市知念字久原との境界まで及び名護市字二見の国道329号との交点から大宜味村字塩屋の国道58号との交点まで
一般国道	390号	石垣市字大浜の大浜富野線との交点から石垣市字伊原間の平野伊原

		間線との交点まで及び宮古島市城辺字保良の保良西里線との交点から宮古島市平良字下里の高野西里線との交点まで
一般国道	505号	今帰仁村字湧川の県道123号線との交点から名護市字仲尾次の国道58号との交点まで
主要地方道	国頭東線	国頭村字奥の国道58号との交点から東村字平良の国道331号との交点まで
主要地方道	名護宜野座線	名護市字許田の国道58号との交点から宜野座村字松田の国道329号との交点まで
主要地方道	名護運天港線	名護市字屋部の国道449号との交点から今帰仁村字呉我山の県道123号線との交点まで
主要地方道	屋嘉恩納線	金武町字屋嘉の沖縄自動車道との交点から恩納村字恩納の国道58号との交点まで
主要地方道	伊計平良川線	うるま市与那城伊計からうるま市与那城中央の県道37号線との交点まで
主要地方道	南風原知念線	南城市佐敷字佐敷と南城市知念字志喜屋との境界から南城市知念字吉富の国道331号との交点まで
主要地方道	平良城辺線	宮古島市平良字西里の市道野原越七原線との交点から宮古島市城辺字福里の国道390号との交点まで
主要地方道	保良西里線	宮古島市城辺字保良の国道390号との交点から宮古島市平良字西原まで
主要地方道	石垣港伊原間線	石垣市字新川の真喜良橋から石垣市字伊原間の国道390号との交点まで
主要地方道	富野大川線	石垣市字桴海の石垣港伊原間線との交点から石垣市字真栄里の石垣市立大本小学校前まで
一般県道	9号線	大宜味村字津波の国道58号との交点から大宜味村字田港の国道331号との交点まで
一般県道	104号線	恩納村字安富祖の国道58号との交点から金武町字金武の国道329号との交点まで
一般県道	110号線	名護市字真喜屋の国道58号との交点から名護市字屋我まで

一般県道	114号線	本部町字浦崎の国道449号との交点から本部町字具志堅の国道505号との交点まで
一般県道	115号線	本部町字東の名護本部線との交点から今帰仁村字今泊の国道505号との交点まで
一般県道	123号線	今帰仁村字湧川の国道505号との交点から本部町字伊豆味の名護本部線との交点まで
一般県道	125号線	名護市字饒平名の県道110号線との交点から名護市字済井出まで
一般県道	瀬底健堅線	本部町字瀬底から本部町字健堅の国道449号との交点まで
一般県道	伊江川平線	伊江村字川平の伊江港から伊江村字東江前の伊江島環状線との交点まで
一般県道	伊江島空港川平線	伊江村字東江上の伊江島空港から伊江村字川平の伊江川平線との交点まで
一般県道	伊江島環状線	伊江村字東江前の伊江川平線との交点から伊江村字東江前の伊江川平線との交点まで
一般県道	漢那松田線	宜野座村字漢那の国道329号との交点から宜野座村字松田の国道329号との交点まで
一般県道	古宇利屋我地線	今帰仁村字古宇利から名護市字運天原の県道110号線との交点まで
一般県道	12号線	読谷村字喜名の国道58号との交点から読谷村字高志保の県道6号線との交点まで
一般県道	16号線	うるま市与那城西原とうるま市勝連南風原との境界からうるま市字川田とうるま市勝連南風原との境界まで
一般県道	146号線	北中城村字安谷屋の宜野湾北中城線との交点から中城村字添石の国道329号との交点まで
一般県道	沖縄県総合運動公園線	沖縄県総合運動公園から北中城村字渡口の国道329号との交点まで
一般県道	浜比嘉平安座線	うるま市勝連比嘉からうるま市与那城平安座の伊計平良川線との交点まで
一般県道	3号線	糸満市字小波蔵の市道福地真栄里線との交点から糸満市字喜屋武ま

		で
一般県道	佐敷玉城線	南城市佐敷字新里と南城市玉城字親慶原との境界から南城市佐敷字新里の佐敷勤労者体育センター前まで
一般県道	魂魄之塔線	糸満市字山城から糸満市字米須の国道331号との交点まで
一般県道	池間大浦線	宮古島市平良字池間から宮古島市平良字大浦の保良西里線との交点まで
一般県道	高野西里線	宮古島市平良字西里越地の平良城辺線との交点から宮古島市下地字川満の国道390号との交点まで
一般県道	平野伊原間線	石垣市字平久保平野から石垣市字伊原間の国道390号との交点まで
一般県道	川平高屋線	石垣市字川平の石垣港伊原間線との交点から石垣市字川平まで
一般県道	白浜南風見線	竹富町字西表白浜から竹富町字南風見豊原まで

5 条例第4条第9号の規定により指定する区域

(1) 次に掲げる河川の河川区域

河川名	種類	河川区域
国場川	二級河川	左岸：南風原町字宮城当川原380番2地先から漫湖を含み明治橋に至る (那覇市内の区域を除く。) 右岸：南風原町字大名宮城原181番3地先から漫湖を含み明治橋に至る (那覇市内の区域を除く。)
安里川	二級河川	左岸：南風原町字新川593番地先から泊高橋に至る(那覇市内の区域を除く。)
比謝川	二級河川	左岸：沖縄市字胡屋5丁目355番3地先から海に至る。 右岸：沖縄市字胡屋5丁目355番3地先から海に至る。
満名川	二級河川	本部町字並里以下海に至る。
石川川	二級河川	左岸：うるま市石川伊波古我地原712番の2地先から海に至る。 右岸：うるま市石川伊波武伏山原1512番の1地先から海に至る。
幸地川	二級河川	左岸：名護市字名護幸地原5629番地先から海に至る。 右岸：名護市字名護幸地原5670番地先から海に至る。

(2) 次に掲げるダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線から500メートル以内

- ア 福地ダム
- イ 新川ダム
- ウ 安波ダム
- エ 普久川ダム
- オ 辺野喜ダム
- カ 漢那ダム
- キ 羽地ダム
- ク 大保ダム
- ケ 金武ダム
- コ 山城ダム
- サ 倉敷ダム

(3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項及び第2項の規定により指定された次に掲げる国立公園及び国定公園の区域内の海岸線（令和3年の春分の日における満潮面と陸岸との交線とする。）から両側300メートル以内

- ア 西表石垣国立公園
- イ 慶良間諸島国立公園
- ウ やんばる国立公園
- エ 沖縄海岸国定公園
- オ 沖縄戦跡国定公園

6 条例第4条第10号の規定により指定する区域

(1) 次に掲げる空港の区域及び空港区域から展望できる地域で500メートル以内

空港名	所在地	設置管理者
伊江島空港	伊江村	沖縄県知事
粟国空港	粟国村	沖縄県知事
久米島空港	久米島町	沖縄県知事
慶良間空港	座間味村	沖縄県知事
宮古空港	宮古島市	沖縄県知事

下地島空港	宮古島市	沖縄県知事
多良間空港	多良間村	沖縄県知事
石垣空港	石垣市	沖縄県知事
波照間空港	竹富町	沖縄県知事
与那国空港	与那国町	沖縄県知事
北大東空港	北大東村	沖縄県知事
南大東空港	南大東村	沖縄県知事

(2) 次に掲げる港湾で港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第11号に規定する港湾施設用地の区域

種別	港湾名	所在地	管理者
重要港湾	運天港	名護市 今帰仁村	沖縄県
重要港湾	金武湾港	うるま市 金武町 宜野座村	沖縄県
重要港湾	中城湾港	沖縄市 うるま市 南城市 北中城村 中城村 西原町 与那原町	沖縄県
重要港湾	那覇港	浦添市	那覇港管理組合
重要港湾	平良港	宮古島市	宮古島市
重要港湾	石垣港	石垣市	石垣市
地方港湾	渡久地港	本部町	沖縄県
地方港湾	本部港	本部町	沖縄県
地方港湾	宜野湾港	宜野湾市	沖縄県

7 条例第5条第5号の規定により指定するもの

交通信号機及び道路標識を添加してある電柱、電話柱及び街灯柱

8 条例第6条第1項第2号の規定により指定する区域

次に掲げる道路の区間の路端から両側500メートル以内(禁止地域を除く。)

道路の種類	路線名	区間
一般国道	58号	名護市と恩納村との境界から恩納村と読谷村との境界まで
一般国道	329号	名護市と宜野座村との境界からうるま市と金武町との境界まで
一般国道	505号	今帰仁村と本部町との境界から今帰仁村字湧川の県道123号線との交点まで

主要地方道	名護運天港線	今帰仁村字呉我山の県道123号線との交点から今帰仁村字上運天の運天港まで
主要地方道	石川仲泊線	うるま市と恩納村との境界から恩納村字仲泊の国道58号との交点まで
主要地方道	久米島空港真泊線	久米島空港から久米島町字宇根の仲里漁港まで
一般県道	6号線	恩納村と読谷村との境界からうるま市と恩納村との境界まで
一般県道	兼城港線	久米島町字兼城の久米島空港真泊線との交点から久米島町字兼城の兼城港まで
一般県道	宇根仲泊線	久米島町字宇根の久米島空港真泊線との交点から久米島町字仲泊の久米島空港真泊線との交点まで
一般県道	久米島一周線	久米島空港から久米島空港まで

9 条例第7条第10項の規定により指定する施設又は物件

防犯灯柱、公園内のベンチ、くずかご、街路灯、ガードレール、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、築山、彫像、灯ろう、休憩所、ぶらんこ、すべり台、シーソー等児童遊戯施設、駐車場、時計台、水飲場、手洗場、展望台、消火せん標識、バス停留所標識、掲示板その他これに類するもの

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年7月1日から施行する。

(沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定の廃止)

2 沖縄県屋外広告物条例の規定による禁止地域等、禁止物件及び許可地域等の指定（平成17年沖縄県告示第148号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年8月7日から施行する。